

子どもみんなプロジェクト参加規約

第1条 (子どもみんなプロジェクトへの参加)

「子どもみんなプロジェクト規約」に定める、子どもみんなプロジェクト企画運営協議会会長(以下「会長」という。)の推薦を受け、子どもみんなプロジェクト企画運営協議会で承認された、大学、研究機関及び教育委員会は、文部科学省委託事業「子どもみんなプロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。)の事業推進に関わる取り組みに参加することができる。

第2条 (子どもみんなプロジェクトへの参加要件)

本プロジェクトに参加を希望する大学、研究機関及び教育委員会は、以下の要件のいずれかを満たさなければならない。

【大学、研究機関】

- (1) 基幹大学であるところの大阪大学大学院連合小児発達学研究科に属している。
- (2) 子どものこころの発達に関する研究のためのセンターを有している。
- (3) 子どものこころの発達に関する研究のためのセンター設置を計画している。
- (4) 数年にわたるコホート研究を継続している。
- (5) 現職教員の修士課程及び教職大学院での教育活動を展開している。
- (6) 本プロジェクトの目的に賛同し、調査研究への協力、啓発活動の推進を行っている、または行う予定である。
- (7) 本プロジェクトの行う各種事業に関して、協力、啓発の活動を行っている、または行う予定である。

【教育委員会】

- (1) 大学コンソーシアムに参加している各大学の地域にある教育委員会である。
- (2) 本プロジェクトの目的に賛同し、調査研究への協力を行っている、または行う予定である。
- (3) 各大学、研究機関と連携して教育活動を行っている、または行う予定である。
- (4) 本プロジェクトの行う各種事業に関して、協力、啓発の活動を行っている、または行う予定である。

第3条 (子どもみんなプロジェクトへの加入)

本プロジェクトに参加をする大学及び研究機関は、前条の要件を満たしたうえで、「文部科学省委託事業『子どもみんなプロジェクト』加入・脱退申請書」(別紙様式第1号)で会長にその旨を申し出、基幹大学である大阪大学と本プロジェクトに関わる取り組みについての契約を交わさなければならない。会長は、申し出があった場合は、速やかに子どもみんなプロジェクト企画運営協議会を開催し、申し出のあった大学及び研究機関の本プロジェクトへの参加について協議、検討しなければならない。前条の要件を満たしている場合であっても、会長及び子どもみんなプロジェクト企画運営協議会が不適切と認めた場合は、本プロジェクトへの参加を拒否することができる。ただし、その場合は、参加を拒否する大学及び研究機関に対して参加を認めない理由について説明をしなければならない。

- 2 本プロジェクトに参加をする教育委員会は、前条の要件を満たしたうえで、「教育委員会と子どものこころの発達研究センターとの連携に関する覚書」(別紙様式第3号)、で会長にその旨を申し出、大学コンソーシアムに参加している大学に設置してある子どものこころの発達に関する研究センターと本プロジェクトに関わる取り組みについての契約を交わさなければならない。会長は、申し出があった場合は、速やかに子どもみんなプロジェクト企画運営協議会を開催し、申し出のあった教育委員会の本プロジェクトへの参加について協議、検討しなければならない。前条の要件を満たしている場合であっても、会長及び子どもみんなプロジェクト企画運営協議会が不適切と認めた場合は、本プロジェクトへの参加を拒否することができる。ただし、その場合は、参加を拒否する教育委員会に対して参加を認めない理由について説明をしなければならない。
- 3 「文部科学省委託事業『子どもみんなプロジェクト』加入・脱退申請書」(別紙様式第1号)に準ずる、「いじめ対策等生徒指導推進事業における大学コンソーシアムの構築に関する覚書」

(別紙様式第2号)及び「教育委員会と子どものこころの発達研究センターとの連携に関する覚書」(別紙様式第3号)に準ずる契約等を結んでいる場合は、それをもって当該契約に代えることができる。

- 4 契約期間は一年間とし、契約を結んだ双方からの申し入れが特になければ、契約は継続するものとする。

第4条 (子どもみんなプロジェクトからの脱退)

本プロジェクトから脱退をする場合は、「文部科学省委託事業『子どもみんなプロジェクト』加入・脱退申請書」(別紙様式第1号)に脱退理由を添えて、会長にその旨を申し出なければならない。会長は、申し出があった場合は、速やかに子どもみんなプロジェクト企画運営協議会を開催し、申し出のあった大学、研究機関及び教育委員会の本プロジェクトからの脱退について協議、検討しなければならない。本プロジェクトからの脱退については、少なくとも三か月以上前に申し出、原則的に年度途中での脱退は認めない。

第5条 (子どもみんなプロジェクトからの除籍)

会長及び子どもみんなプロジェクト企画運営協議会が不適切と判断した及び団体に対して、本プロジェクトからの除籍を通告することができる。本プロジェクトからの除籍を通告する場合は、その大学、研究機関及び教育委員会に対して、「文部科学省委託事業『子どもみんなプロジェクト』除籍通告書」(別紙様式第4号)で理由を添えて通告しなければならない。本プロジェクトからの除籍の通告については、少なくとも三か月以上前に通告しなければならない。

第6条 (参加団体の活動)

大学コンソーシアムに参加をした大学は、以下の要件の全ての活動に取り組まなければならない。

- (1) 子どものこころの発達に関する継続的な調査研究等の推進。
- (2) 本プロジェクトが推進する取り組みに関する調査研究等への継続的な協力。
- (3) 本プロジェクトが開催する諸会議、イベント等への参加協力。
- (4) 大学等が行う各種事業における、本プロジェクトの推進状況の報告、啓発活動。

第7条 (会計等)

大学コンソーシアム及び子どもみんなプロジェクトに参加している大学及び研究機関については、別に定める「子どもみんなプロジェクト会計規約」に則り、会議、調査研究、イベント開催などの際に、予算を割り振り、執行を行う。

- 2 連携教育委員会は、受益者負担の原則等により必要経費を負担する。

第8条 (情報の保護等)

本プロジェクトの調査研究等に関わる情報の取り扱いについては、各団体の情報保護の指針に準ずる。

第9条 (その他)

この規約に定めるものの他、子どもみんなプロジェクトの運営上必要な事項は、会長が別途定めるものとする。

附則 この規約は平成29年5月11日から実施する。

以上(以下余白)

別紙 様式第1号

文部科学省委託事業「子どもみんなプロジェクト」(加入・脱退)申請書

申出年月日： 年 月 日

申請する団体名
名称
住所 〒
代表者役職・氏名
印
申請理由
以下、「子どもみんなプロジェクト」代表者記入欄
上記の申請について(承認・否認)いたします。 年 月 日
(承認・否認)理由
名称
住所
代表者役職・氏名
印

いじめ対策等生徒指導推進事業における大学コンソーシアムの構築に関する覚書

大阪大学と〇〇大学は、子どもの情動行動理解と教育に関する「いじめ対策等生徒指導推進事業 脳科学・精神医学・心理学等と学校教育の連携の在り方（子どもみんなプロジェクト）」（以下「本事業」という。）について、研究者間の包括的な連携を行うため、次の通り合意する。

（目的）

第1条 本事業において、大阪大学を基幹大学に、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学、福井大学、鳥取大学、弘前大学、兵庫教育大学、武庫川女子大学、中京大学（以下「構成大学」という。）による大学コンソーシアムを構築し、これまで基礎から臨床に至る子どもの発達に関わる研究を進めてきた諸機関を有機的に結合する。そして蓄積された方法と知見を基に、義務教育課程における情動行動の実態と教育的介入に関する領域架橋的研究を展開する。

（組織）

第2条 構成大学は、本事業推進のための組織である「子どもみんなプロジェクト企画運営協議会」に委員を選出する。

（活動）

第3条 構成大学は、以下の要件の全ての活動に取り組まなければならない。

- (1) 子どものこころの発達に関する継続的な調査研究等の推進
- (2) 本事業が推進する取り組みに関する調査研究等への継続的な協力
- (3) 本事業が開催する諸会議、イベント等への参加
- (4) 大学等が行う各種事業における、本事業の推進状況の報告、啓発活動

（経費）

第4条 本事業推進に関わる経費については、文部科学省初等中等教育局より委託された予算より支払うものとする。予算申請、管理、および報告については、基幹大学である大阪大学大学院連合小児発達学研究科およびその委託先が行う。

（施設・設備の利用）

第5条 本事業に関する施設・設備の利用については、構成大学が便宜を供する方法等により実施する。

（秘密情報の保持）

第6条 本事業の実施にあたって又は知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、次の情報は、秘密情報から除く。

- (1) 相手方から当該情報の開示を受け、又は知り得た時点で既に自らが所有していた情報
- (2) 相手方から当該情報の開示を受け、又は知り得た時点で既に公知となっていた情報

- (3) 大学又は県教委の責に帰すべき事由によらないで公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者より適法に取得した情報
- (5) 開示について事前に相手方の書面による同意を得た情報

(協議事項)

第7条 連携の形式、連携による成果の利用条件等については、両者間でその都度協議する。また、不測の事態又は疑義が生じたときは、誠意を持って協議し、これを円満に解決するものとする。

(附帯事項)

第8条 この覚書は、2通作成し、大阪大学および〇〇大学において各1通を所持する。

(効力)

第9条 この覚書は、締結の日から効力を有する。この覚書の有効期限は締結の日から当該年度の末日までとする。期間満了日の一ヶ月前までに、大阪大学又は〇〇大学のいずれか一方より別段の申し出がない場合にはこの覚書は一年間更新され以後も同様とする。

平成 年 月 日

国立大学法人大阪大学大学院

連合小児発達学研究所 研究科長

国立大学法人 〇〇長

□印

□印

〇〇県教育委員会と〇〇大学子どもこころの発達研究センターとの 連携に関する覚書

〇〇県教育委員会（以下「県教委」という。）と〇〇大学子どもこころの発達研究センター（以下「大学」という。）は、〇〇県における子どもの情動行動理解と教育に関する「いじめ対策等生徒指導推進事業 脳科学・精神医学・心理学等と学校教育の連携の在り方（子どもみんなプロジェクト）」（以下「本事業」という。）について包括的な連携を行うため、次の通り合意する。

（目的）

第1条 県教委と大学は、以下の3つの具体的内容について相互に連携を行う。

- (1) 研究者から教育現場へ、①現在進行している研究、②当該機関の最新研究の成果、③現時点での世界的研究の積み上げ状況の3点について、教育現場にどのように活かすべきかを検討する。
- (2) 教育現場から研究者へ、教育現場の課題を速やかに研究により解決するためのシステム構築を目指す。より具体的には、教育現場の生徒指導上の課題の集約、生徒指導上の課題を科学研究により解決策を提案し得るかの検討、前項の研究を進める上で必要な子どもの発達に関するデータ項目とその収集方法の検討を行う。
- (3) (1)、(2)を支える組織及びシステムを構築し、持続的な発展を目指す。

（組織）

第2条 本事業を推進するにあたり、以下の組織を構築する。

子どもみんなプロジェクト拡大企画運営協議会

研究者と教育現場をつなぐ組織として、各大学の担当者及び各連携教育委員会の担当者により構成する。

（経費）

第3条 本事業に関わる啓発活動、課題集約、データ収集、その他研究に係る経費については、原則として大学が負担する。ただし、受益者負担の原則等により、研修講師、プログラムや教材などについては、県教委が負担する。県教委及び大学が連携して行う事業等に関する施設・設備の使用については、双方が便宜を供する方法等により実施する。

（秘密情報の保持）

第4条 本事業の実施にあたって又は知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、次の情報は、秘密情報から除く。

- (1) 相手方から当該情報の開示を受け、又は知り得た時点で既に自らが所有していた情報
- (2) 相手方から当該情報の開示を受け、又は知り得た時点で既に公知となっていた情報
- (3) 大学又は県教委の責に帰すべき事由によらないで公知となった情報

- (4) 正当な権限を有する第三者より適法に取得した情報
- (5) 開示について事前に相手方の書面による同意を得た情報

(協議事項)

第5条 連携の形式、連携による成果の利用条件等については、両者間でその都度協議する。また、不測の事態又は疑義が生じたときは、誠意を持って協議し、これを円満に解決するものとする。

(附帯事項)

第6条 この覚書は、2通作成し、**県教委**及び大学において各1通を所持する。

(効力)

第7条 この覚書は、締結の日から効力を有する。この覚書の有効期限は締結の日から当該年度の末日までとする。期間満了日の1ヶ月前までに、大学又は**県教委**のいずれか一方より別段の申し出がない場合にはこの覚書は1年間更新され以後も同様とする。

平成 年 月 日

〇〇県教育委員会委員長

□印

国立大学法人〇〇大学子どものこころの発達研究センター長

□印

別紙 様式第4号

文部科学省委託事業「子どもみんなプロジェクト」 除籍 通告書

通告年月日： 年 月 日

除籍する団体名
名称
住所 〒
代表者役職・氏名
印
除籍理由
以下、「子どもみんなプロジェクト」代表者記入欄
上記のもの本プロジェクトからの除籍を通告いたします。 年 月 日
除籍理由
名称
住所
代表者役職・氏名
印

本通告書に異議を申し立てる場合は、通告日より30日以内に申し立てを行うこと。